

介護サービス自己負担助成制度について(横浜市独自制度)

1 概要

介護サービス自己負担助成制度には、「在宅サービス助成」「グループホーム助成」「施設居住費助成」の3種類があります。

収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームを利用する際の介護保険サービスの利用者負担、グループホームの家賃・食費・光熱水費及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

2 他の助成・軽減制度との優先順位について

他の助成・軽減制度も合わせて対象となる場合、「他の助成・軽減制度」が優先されます。

(1) 介護サービス(自己負担額)に係る制度適用の優先順位

優先順位	制 度
1	介護保険給付(50条含む)
2	保険優先の公費負担医療等(指定難病等)
3	社会福祉法人による利用者負担軽減制度
4	高額介護サービス費
5	在宅サービス助成・グループホーム助成

(2) 施設居住費に係る制度適用の優先順位

優先順位	制 度
1	介護保険給付(補足給付)
2	施設居住費助成

※介護老人保健施設にて、社会福祉法による第二種社会福祉事業を実施している場合、そちらが優先されます。

(3) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度に係る制度適用の優先順位

サービス名	助成・軽減制度	優先順位	
		社福軽減	自己負担助成
自己負担助成・社福軽減共通	訪問介護	1	2
	通所介護	1	2
	(介護予防)短期入所生活介護	1	2
	夜間対応型訪問介護	1	2
	(介護予防)認知症対応型通所介護	1	2
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1※1	2
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1※1	2
	看護小規模多機能型居宅介護	1※1	2
	地域密着型介護老人福祉施設	1	2
	地域密着型通所介護	1	2
	総合事業による訪問型サービス	1※2	2
	総合事業による通所型サービス	1※3	2
社福軽減	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1※1	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1※1	-

※1 利用者負担段階が2段階の方は、高額介護サービス費を適用するとし、社福軽減の対象外です。

(ただし、介護予防小規模多機能型居宅介護は社福軽減の対象です。)

※2 介護予防訪問介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

※3 介護予防通所介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

3 介護サービス自己負担助成制度について

(1) 対象サービスと助成対象要件

介護サービス自己負担助成					
対象サービス	在宅サービス助成			グループホーム助成	施設居住費助成
	訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	施設サービス ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設
	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護	※短期利用を除く	
	(介護予防)訪問看護	特定施設入所者生活介護※1※3	総合事業による訪問型サービス※2		
	(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護※1	総合事業による通所型サービス※2		
	通所介護※3	夜間対応型訪問介護	※1短期利用の場合に限る		
	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型通所介護	※2指定事業者によるものに限る		
	(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	※3地域密着型を含む		
基準	要介護(要支援)認定を受けている、もしくは総合事業の事業対象者であること			要介護(要支援)認定を受けていること	要介護(要支援)認定を受けていること
				3か月以上横浜市に居住していること	介護保険負担限度額認定(第1・第2段階)を受けていること
助成対象要件	税法上の被扶養者でないこと				税法上の被扶養者でないこと
	世帯全員の年間収入見込額が				
	単身世帯	150万円以下	150万円以下	150万円以下	50万円以下の方
	複数人世帯	当該被保険者を除く世帯員一人につき50万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき50万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき50万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき50万円を加えた額以下
※「世帯全員」とは、基本的には住民登録で同じ世帯として登録している人全員を指します。別世帯であっても同居しており、事実上生計を同じくしている人は、同一世帯となります。					
※仕送りを受けている場合は、仕送り額も収入に含めます。					
資産基準	金融資産(現金、預貯金、有価証券等)が				
	単身世帯	350万円以下	350万円以下	350万円以下	350万円以下
	複数人世帯	当該被保険者を除く世帯員一人につき100万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき100万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき100万円を加えた額以下	当該被保険者を除く世帯員一人につき100万円を加えた額以下
居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有しないこと					

- 助成対象は、市民税非課税世帯の方となります。
- 生活保護受給者は助成対象外です。
- 平成30年4月利用分より、施設居住費助成において「介護医療院」が助成対象サービスに追加となりました。

(2) 助成内容

助成内容	在宅サービス助成		グループホーム助成		施設居住費助成
	定率助成 <事業者口座へ振込>	定額助成 <被保険者口座へ振込>	定率助成/家賃等助成 <事業者口座へ振込>	定額助成 <被保険者口座へ振込>	<被保険者口座へ振込>
	第1段階				
介護保険料第1段階の方 (生活保護受給者を除く)	介護保険サービスの総費用額の 7/100を助成	なお残る利用者負担額が 4,500円 を超える場合、超えた額を助成	介護保険サービスの総費用額の 5/100を助成 家賃等について、 月額55,000円※を上限として助成	なお残る利用者負担額が 7,500円 を超える場合、超えた額を助成	ユニット型個室の居住費を 日額165円 を助成
第2段階					
要件を満たし、 年間合計所得金額と 課税年金収入額の 見込額合計が 80万以下の方	介護保険サービスの総費用額の 5/100を助成	なお残る利用者負担額が 7,500円 を超える場合、超えた額を助成	介護保険サービスの総費用額の 5/100を助成 家賃等について、 月額55,000円※を上限として助成	なお残る利用者負担額が 7,500円 を超える場合、超えた額を助成	ユニット型個室の居住費を 日額165円 を助成
第3段階					
要件を満たし、 第1・2段階以外の方	介護保険サービスの総費用額の 5/100を助成	なお残る利用者負担額が 12,300円 を超える場合、超えた額を助成	介護保険サービスの総費用額の 5/100を助成 家賃等について、 月額30,000円※を上限として助成	なお残る利用者負担額が 12,300円 を超える場合、超えた額を助成	

※平成30年7月利用分までは、第1～第3段階まで29,800円を上限として助成。

4 サービス利用から助成までの流れ

被保険者と事業所における「サービス利用から助成までの流れ」を説明します。

(1) 被保険者の場合

<月初>	
事業所に対する助成証の提示	
事業所に助成証を提示していただくことにより、介護保険サービスの利用者負担分をお支払いいただく際、原則として助成された金額でお支払いいただくことができます。	
<翌月初>	
事業所に対する支払い	
助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成された金額で支払いを行います。	
※注意※	
助成証を事業所へ提示しないと、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担していただいた後で、差額を払い戻しする手続きが必要となる場合があります。	
事業所の口座登録がない場合、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担していただき、後ほど横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。	
<国保連の審査を経て給付実績確認後（国保連審査月の2か月後）>	
被保険者に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り	
以下の場合、横浜市から被保険者に対して直接助成金の振り込みを行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額助成、施設居住費助成に該当する場合 ・ 事業所の口座登録がなく、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担した場合 	

(2) 事業所の場合

<月初>	
①被保険者の助成証の内容確認	
「助成期間、現物給付開始年月、助成率、他制度の助成証」等の確認を行ってください。	
②介護保険課に対する書類の提出	
口座振替依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所ホームページから様式のダウンロードを行い、健康福祉局介護保険課まで郵送にてご提出ください。 ・ 事業所番号毎に登録を行うため、1法人で複数の事業所を有している場合は、事業所番号毎に提出してください。 ※事業所の口座登録がない場合、登録されるまでの期間については被保険者に直接助成金が支払われます。
家賃等利用者負担額確認書	【GH助成の場合】 市役所ホームページから様式のダウンロードを行い、健康福祉局介護保険課まで郵送にてご提出ください。
契約書の写し (家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの)	※助成対象者が入所する、助成対象サービス事業所から「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」等をご提出いただいた上で、支給すべき助成額があった場合に支給決定を行います。
<翌月初>	
①国保連に対する保険請求	
請求内容は一切変更ありません ので、本制度に対する考慮は不要です。 ※国保連に対する保険請求の給付実績に基づき、横浜市において支給決定を行うため、請求の取下げを行った場合は連動して、助成金の支給が取り消される場合があります。	
②被保険者に対し、助成金を差し引いた額での利用料請求	
助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成した金額で、被保険者に請求してください。	
【GH助成の場合】 居住費等から助成証記載の 月額上限額 を助成した金額で、被保険者に請求してください	
<国保連合会の審査を経て給付実績確認後（国保連審査月の2か月後）>	
事業所に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り	
横浜市から事業所に対して、助成金の振り込みを行います。ただし、事業所の口座登録がない場合等は、被保険者に対して直接振り込みを行います。	

★注意★

次の場合、助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成せずに、通常通り被保険者に請求してください。横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。

- ア 事業者から横浜市に対して、「口座振替依頼書」を未提出の場合
- イ 事業者が横浜市に提出した「口座振替依頼書」に記載した「現物給付開始年月以前」の場合
- ウ 助成証に記載してある「現物給付開始年月以前」のサービス利用の場合
- エ 全額償還払いの場合
保険料の滞納により、保険給付の支払方法が償還払いとなっている場合
(詳細は 6 介護保険料滞納者に係る保険給付の制限措置を受けている場合について を参照)

5 助成適用後の利用者負担額の計算方法について

(1) 定率助成（在宅サービス助成及びグループホーム助成）

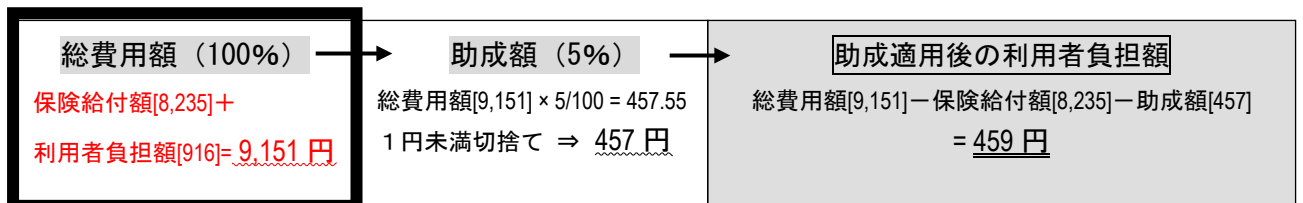
$$\text{総費用額} - \text{保険給付額} - \text{助成額} = \text{助成適用後の利用者負担額}$$

※平成30年8月サービス提供分より、助成金計算システム上の総費用額算出方法が変わりました。
サービス提供年月に応じて、ご覧いただく項目が異なりますのでご注意ください。

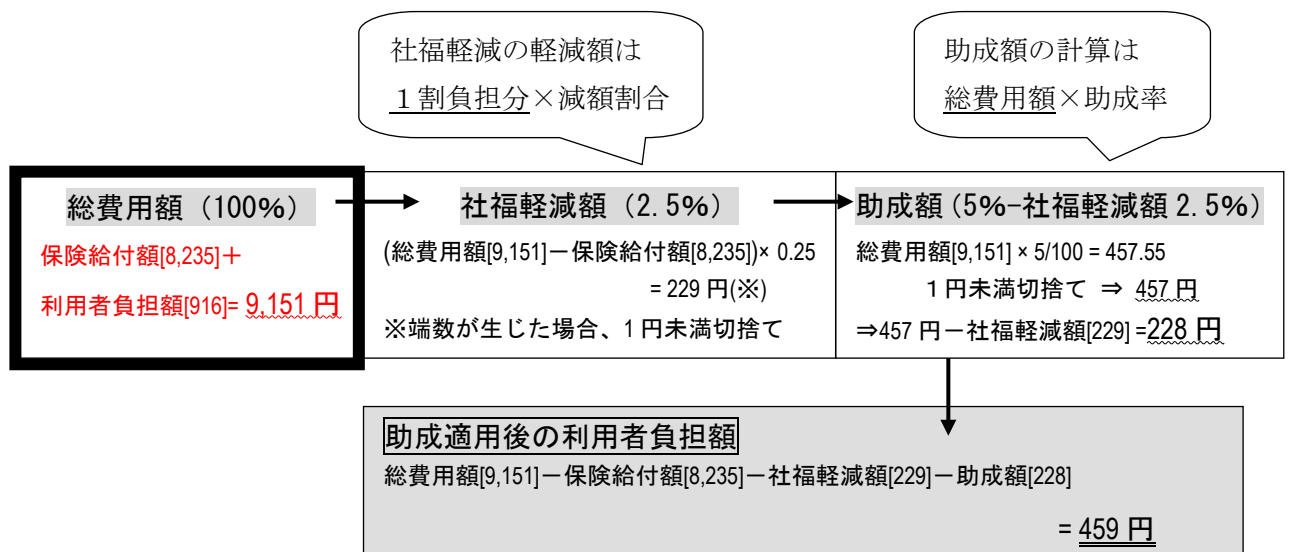
ア 平成30年8月サービス提供分以降の場合

助成金システム上の「総費用額」＝「保険給付額」＋「利用者負担額(1割負担額)」にて算出。

【例】保険給付額 8,235 円（給付実績上：総費用額 9,151 円、1割負担額 916 円）であり、
(ア) 本制度において、第2段階助成者(助成率5% (総費用額の 5/100)) の場合



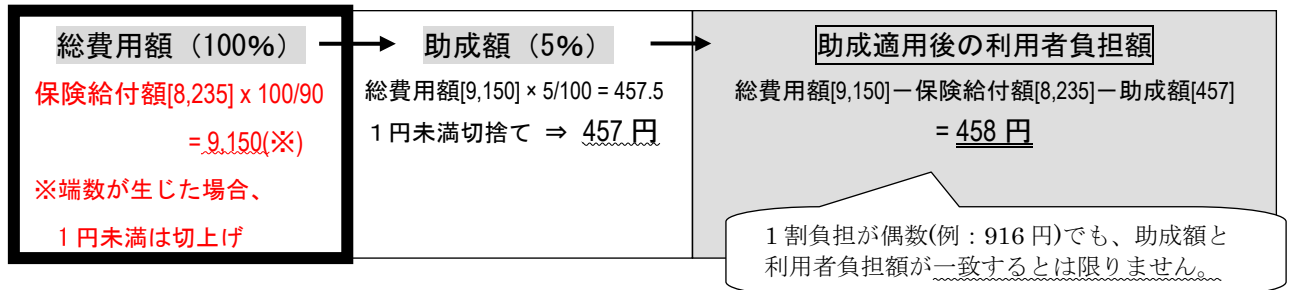
(イ) 本制度において、第2段階助成者(助成率5% (総費用額の 5/100))及び
社福軽減において減額割合2.5% (利用者負担額の 25/100)】 の場合



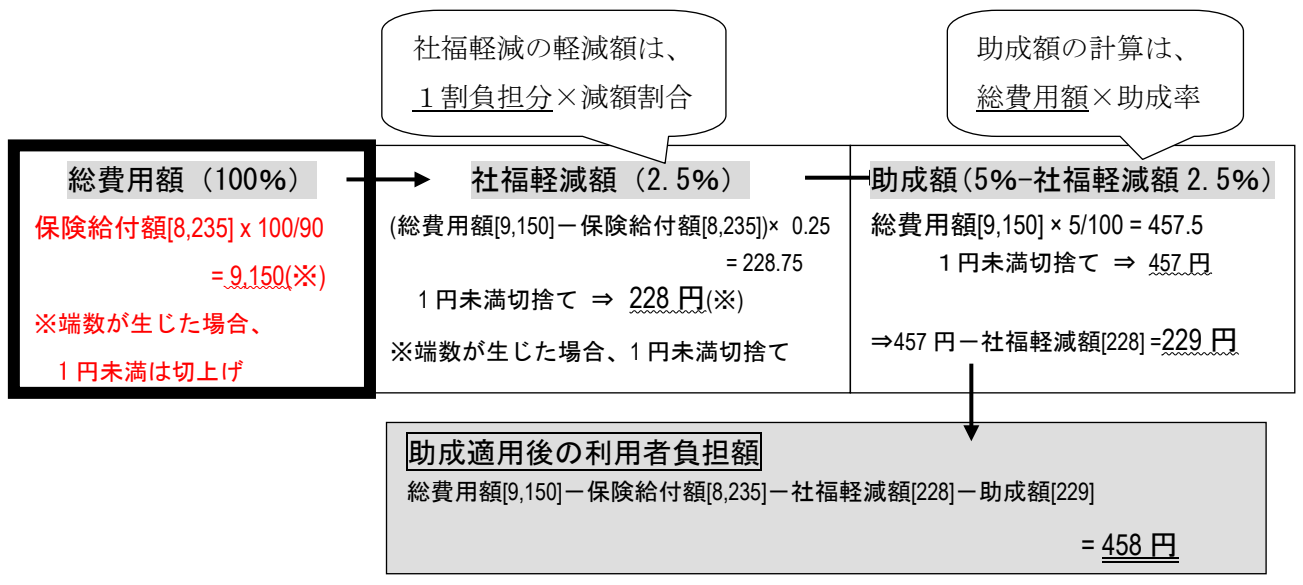
イ 平成 30 年 7 月サービス提供分までの場合

助成金システム上の「総費用額」＝「保険給付額×100/90」にて算出。

【例】 保険給付額 8,235 円（給付実績上：総費用額 9,151 円、1 割負担額 916 円）であり、
 (ア) 本制度において、第 2 段階助成者(助成率 5 % (総費用額の 5/100)) の場合



(イ) 本制度において、第 2 段階助成者(助成率 5 % (総費用額の 5/100)) 及び
 社福軽減において減額割合 2.5 % (利用者負担額の 25/100) の場合



(2) グループホーム居住費等助成

平成 30 年 8 月サービス提供分より、次のとおり助成上限額を引き上げました。

グループホーム助成段階	助成上限額 (月額)		
	平成 30 年 7 月利用分まで	→	平成 30 年 8 月利用分から
第 1 段階	29,800 円	→	55,000 円
第 2 段階		→	55,000 円
第 3 段階		→	30,000 円

助成対象者が入所する、助成対象サービス事業所から「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」「契約書の写し (家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの)」の提出が必須です。

助成額の算出に当たっては、ご提出いただいた「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」と「契約書の写し (家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの)」の相互を確認した後、各項目の単価を基に計算します。

ただし、各費用の単価が月額かつ、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用日数が1か月未満に満たない場合は、当月日数で月額を割り返して日額を算出します(端数については切り捨てます)。

【例】グループホームの家賃等利用者負担額確認書が下記の場合

(第10号様式)
横浜市長

【例】

平成 30年 ●月 ●日

依頼人

法人名	株式会社 自己負担		
代表者役職名	代表取締役		
代表者氏名	フリガナ	ヨコハマ タロウ	
		横浜 太郎 △印	
所在地	〒231-0017 横浜市中区港町●-△ 電話番号 045-681-5074		

グループホームの家賃等利用者負担額確認書

■ 1に挙げる助成対象者が入所しているグループホームの家賃等について、以下のとおり提出します。

1 助成対象者

被保険者番号	0 0 0 ● 6 8 ● 5 0 ●
被保険者氏名	介護 花子

2 家賃・食費・光熱水費の金額(単価) ※

家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額	54,000円
食費	<input type="checkbox"/> 月額 <input checked="" type="checkbox"/> 日額	500円
光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額	19,800円

3 居宅サービス事業所

事業所番号	1 4 7 ● 0 0 ● ● 0 ●
事業所名	グループホーム 自己負担
事業所代表者氏名	横浜 太郎
事業所所在地	〒 2 3 1 - 0 0 1 7 横浜市中区港町●-△ 電話番号 045-681-5074

4 添付書類

- ・契約書(または重要事項説明書)の写し
- ・その他()

5 備考

※ 記載内容に変更が生じた場合には、本確認書と契約書(写)を再度、提出してください。

ア 【書類提出済】本制度の第2段階助成者で、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用日数が30日の場合

利用料：家賃(54,000円)＋食費(500円×30日)＋光熱水費(19,800円)＝88,800円

助成適用前(A) 被保険者への請求金額	助成額(B)	助成適用後(=A-B) 被保険者への請求金額
88,800円	55,000円	33,800円

イ 【書類提出済】本制度の第2段階助成者で、月途中で10日間入院し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用日数が20日の場合

利用料：家賃(54,000円÷30日×20日)＋食費(500円×20日)＋光熱水費(19,800円÷30日×20日)＝59,200円

助成適用前(A) 被保険者への請求金額	助成額(B)	助成適用後(=A-B) 被保険者への請求金額
59,200円	55,000円	4,200円

ウ 【書類未提出】本制度の第2段階助成者で、介護保険サービスの利用日数が30日間の場合

利用料：家賃(54,000円)＋食費(500円×30日)＋光熱水費(19,800円)＝88,800円

助成適用前(A) 被保険者への請求金額	助成額(B) 助成適用なし	被保険者への請求金額
88,800円	0円	88,800円

→上記必要書類の提出後、支給すべき助成額があった場合に支給決定を行います(時効の場合を除く)。

(3) 定額助成(在宅サービス助成及びグループホーム助成)

(1)の定率助成と高額介護サービス費を適用した後の「最終的な自己負担額」が、「段階ごとに決められている利用者負担限度額」になるように計算を行い、算出した金額を助成します。なお、定額助成は一律横浜市から被保険者に対して直接振り込みますので、事業所において助成する必要はありません。

助成段階	利用者負担限度額 (在宅サービス助成)	利用者負担限度額 (グループホーム助成)
第1段階	4,500円	7,500円
第2段階	7,500円	
第3段階	12,300円	12,300円

※グループホームの利用日数が1か月に満たない場合は、該当月の定額助成は行いません(月の途中で入所または退所した場合等)。

※介護保険被保険者証に給付額減額等の記載がある場合は、助成率15/100と読み替え、利用料に対する定額助成は適用されません。

(4) 施設居住費助成

$$\boxed{\text{助成対象サービス利用日数}} \times \boxed{165 \text{円}} = \boxed{1 \text{か月の助成額 (合計)}}$$

【例】ユニット型個室の利用日数が30日の場合

利用料：820円×30日＝24,600円

助成適用前(A)	助成額(B)	助成適用後(=A-B)
24,600円	165円×30日＝4,950円	19,650円

6 介護保険料滞納者に係る保険給付の制限措置を受けている場合について

(1) 支払方法変更の場合

介護サービス自己負担助成を受けていない方と同様、助成額分も含めた費用の全額をサービス事業者を支払い、領収書等の必要書類を持参のうえ、区保険年金課で償還給付手続きを行うこととなります。

保険給付分の償還給付申請を行うことにより、自動的に助成金は被保険者の口座に支給されます。(保険給付分と別に、介護サービス自己負担助成分の償還支給申請を行う必要はありません。)

(2) 給付額減額の場合

介護サービス自己負担助成の助成方法に変更はありませんが、次の率に読み替えて助成します。

ア 介護サービス自己負担助成

第1段階助成者 総費用の 7/100 → 21/100

第2段階助成者 総費用の 5/100 → 15/100

第3段階助成者 総費用の 5/100 → 15/100

※定率助成のみを適用とし、定額助成は適用されません。

イ 社福軽減 (軽減割合が1/4の場合) 減額割合 2.5% → 7.5%

7 よくあるお問い合わせ内容

1	<p>助成期間と現物給付開始年月日の違いはなにか</p> <p>助成期間 : 対象者の自己負担助成期間 現物給付開始年月 : 助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成した金額で、被保険者に請求を開始していただく年月。 ※「助成証に記載されている現物給付開始年月」と、「事業所が口座振替依頼書に記載した現物給付開始年月」が合致した月から事業所が開始されます。開始までは、横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。</p>
2	<p>助成金が振り込まれないのはなぜか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供月は助成証の有効期間内ですか → 対象者が助成証の更新申請をされていない場合があります。 助成証の有効期間は1年間(8月から翌年7月まで)で、毎年更新が必要です。ご本人にご確認いただき、必ず毎月助成証をご確認ください。 ・ 現物給付開始年月は到来していますか → 有効期限内であっても現物給付開始年月が到来していない場合、助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成せずに、通常通り被保険者から請求してください。横浜市から被保険者に直接振り込みを行います。 ・ 対象者の方が、月の途中で生活保護になった方や、サービス提供年月が1年以上前の方ではありませんか → 助成金が正しく計算されないことがあります。 お手数ですが、介護保険課までご連絡ください。 ・ 該当月の請求は国保連の審査を통っていますか → 国保連の給付実績をもとに助成金を計算しています。 未請求や返戻の場合、助成金は振り込まれません。 ・ ご登録いただいた口座に変更はないですか → 口座変更等があった場合はエラーとなり、振り込めないことがあります。 お手数ですが、介護保険課までご連絡ください。
3	<p>横浜市介護サービス自己負担助成制度の問い合わせ先はどこか</p> <p>被保険者のお住まいの区の保険年金課までお問い合わせください。 ※助成金の支給に関すること、事業所の登録等については、健康福祉局介護保険課(TEL:045-681-5074)までお問い合わせください。</p>
4	<p>社会福祉法人による利用者負担軽減制度の問い合わせ先はどこか</p> <p>健康福祉局高齢施設課(TEL:045-671-2408)までお問い合わせください。</p>